

国造制の成立とその歴史的背景

大川原 竜 一

要旨 本論文は、「大化改新」以前における国造制の成立とその歴史的背景について考察したものである。大化以前、日本古代の王権は、自己の隷属下に入った各地の有力首長に対して、諸種の物資や労働力の徴発などを要求する代わりに、彼らを国造に任命して個々の地域における支配権を保障していた。

本論では、『日本書紀』・『古事記』および『隋書』倭国伝を検討することにより、国造制はミヤケ制と有機的な関係を持ち、王権が地域の首長層を高次的に編成した地域支配制度であったことを確認している。その上で、国造の任命過程を記したとされる磐井の乱と武蔵国造の乱の両史料を分析し、国造制は、各地域における首長的秩序の動揺の後、地域が王権の支配秩序に再編成されるなかで成立したことを追究している。6世紀前半の磐井の乱後、王権の支配が及んだ地域にはミヤケが置かれて、各地域の首長層は王権と取捨関係を築いたこと、さらにそのミヤケの管理を国造が担ったことを析出した。これにより、ミヤケの設置を通じて地域の首長層と王権との間に支配・隷属関係が形作られ、それまで王権と関係を有していた有力首長を中心にして、地域の首長がミヤケの管理と地域の支配を王権から承認されることこそが、国造に任命されることであると位置づけた。

また、各地域の首長層は国造に任命されるに及んで、支配を認められた地域の地名に基づくウチ名とカバネ「直」とを統一して賜わっていたことを明らかにし、そのウチ名とカバネ「直」の成立時期から、国造制が倭王権の全国的な地域支配の体制として6世紀前半に全国一律的に施行されたことを考察した。

キーワード：国造制、ミヤケ、氏姓、首長、古代国家

はじめに

「国造(クニノミヤツコ)」制は、いわゆる「大化改新」以前における倭王権の地域支配制度である^①。大化以前、倭王権は自己の隷属下に入った各地の有力首長に対して、諸種の物資や労働力の徴発、部民の設置などを要求する代わりに、彼らを国造に任命して個々の地域における支配権を保障した。王権によって任じられた国造は、裁判権または刑罰権、軍役を含む徴税権、勸農を核とする行政権、祭祀権をおもに担い、「県稲置」とともに当該期の地域支配を行っ

ていたことが推定されている。

かつて石母田正は、国造制を、政治的上部構造である国家と社会の下部構造（生産関係）との間を結ぶ結節点と位置づけたように⁽²⁾、国造制の構造の問題は単なる倭王権の一制度の分析にとどまらず、その基礎をなした社会構成を探る上で重要な研究対象となる。

筆者は前稿で、国造を倭王権の地域支配において「屯倉（ミヤケ）」を媒体に人的支配に従事した人間（集団）と規定した上で、国造制の構造を一定の相対的自立性を有した首長層の支配に依拠して存立しえた制度であると位置づけた⁽³⁾。ここにおいて国造制が、倭王権の地域支配において重要な役割と歴史的意義を有していたことを明らかにしたが、王権がいつ国造制を施行し、そして、いかなる形で地域の国造を任命したのか、国造制の成立時期とその施行過程については課題を残していた。国造制が大化以前に王権が確立した全国的な地域支配制度であるならば、国造制の成立過程の考察は、王権の支配構造と発展過程の解明、さらに日本の古代国家形成の理解とも関わる。

本論文では、諸史料にみえる「国造」関係記事を再検討し、国造制の成立とその歴史的背景について考えたい。

第1節 国造制の成立をめぐる研究史と問題点

1 国造制の成立についての研究史

大化以前の国造制については、明治期以来、数多くの研究の蓄積がある⁽⁴⁾。戦前の国造研究が「国造」の語義や氏族系譜の考証にとどまっていたのに対して、戦後、井上光貞・上田正昭が国造制を国家史に位置づけて解釈したことにより、研究は大きく展開した⁽⁵⁾。

井上は、国造制の成立時期について、『隋書』東夷伝倭国条の記述から、国造の「国」と県主の「県」からなる「国県制」という上下二段階の地方支配制度が、遅くとも7世紀初めまでに成立していたと論じた。これに対し上田は、『隋書』の記事に文飾の可能性を指摘した上で、関連記事の検討から「国県制」の存在を認めず、国造制は県主制の再編成を前提に、4世紀末の朝鮮半島への侵攻失敗による支配体制再強化として、5・6世紀にかけて王権の支配拡大と地方の叛乱鎮圧の再編過程で成立したと論じている。井上・上田の間で展開された、いわゆる「国県制論争」は、大化前代の研究史上で大きな意義をもち⁽⁶⁾、ここにおいて国造は「国（クニ）」という一定領域の支配を行う倭王権の地方官であり、国造制は地域的多様性をもって二次的に編成された全国的な地方支配制度であるとの評価は、近年に至るまでそれほど大きくは修正されていない⁽⁷⁾。

この国造制による領域的支配の側面を強調する論考は多く、国造制の成立時期についても、国造が支配した二次的行政区画（「クニ」）の成立をめぐる研究が深化してきた。前田晴人は、国造の任命は同時にその「クニ」の画定をともなったとして、境界画定を職務とした坂合部

(境部) が置かれた6世紀中葉以降に国造制の成立を求めており⁽⁹⁾、さらに平林章仁は、『日本書紀』崇峻天皇2年(589)7月壬辰朔条を東日本への国造制の施行を示す記事とみなしている⁽⁹⁾。最近では篠川賢が、行政区的性格をもつ国造の「クニ」の成立を重視しつつ、国造制は6世紀中葉にまず西日本を範囲にほぼ一斉に成立し、ついで6世紀末の段階で、西日本における国造制の再編と時期的に対応して東日本にも一挙に施行されたとしている。

また、国造制と県主制との関係をめぐり制度の移行・変遷を主として論じてきた研究に対して、石母田正や吉田晶は、社会の生産関係の分析を基礎に国造制の内部構造や支配の実体を考察し、国家形成史上の歴史的意義の観点から国造制の特質と成立の問題を論じた。石母田は、国造には、「在地首長」層の支配体制と領域をそのまま編成した「小国造」と、自身も一個の首長であると同時に、その支配領域内部に他の多くの自立的首長層をかかえた「大国造」との二つの型が存在したとして、国家の成立において重要な役割を果たした後者、つまり「大国造」の任命こそが国造制の画期をなすもので、それは国家の上からの編成と関連して、5世紀末から6世紀代に成立したと考えた⁽¹⁰⁾。他方、吉田は、「在地首長」より下位の「村落首長」層による支配が基本的な生産関係であったとして、6世紀代に家父長的世帯共同体による個別的経営の形成に対応するため、首長層を含む支配階級による支配体制の改編として国造制が成立したと論じている⁽¹¹⁾。

一方で、国造の地域的多様性を重視する説もある。八木充は、国造のカバネの種類とその地域的な分布をとりあげ、国造制は各地域の社会発展の不均等性や王権との服属関係に規定されて、5世紀後半以降、畿内から辺境の間で多様な成立過程をたどったとしている。くわえて国造制は、6世紀後半にのちの山陽・南海道の瀬戸内海沿岸地域で、いくつかの国造を統轄する「凡直国造制」という形で再編成が行われたとの見解を提示している⁽¹²⁾。八木は、「凡直国造制」を国造の支配領域より広域の範囲を単一の賦課単位とした行政区画への組織再編と述べるが、篠川賢が指摘するように、「凡直国造制」と従来の国造制との間に支配内容の違いがあったのかについては十分に説明されていない。

このほかに原島礼二は、諸史料にみえる国造名と全国各地の主要な古墳とを対応させて検討し、国造制の成立時期を西日本では6世紀後半、東日本では6世紀末から7世紀初頭に求めている⁽¹³⁾。文献史料の限られている研究状況において、国造制のみならず大化前代の諸制度については考古学の成果も取り入れ多角的に考察しなければならない⁽¹⁴⁾。しかしながら、いまだ未発掘の古墳も多く、さらに各地域における古墳の築造時期の比定は研究者の間でなお揺れ動いており、古墳の規模や分布・消長を国造制の成立・展開と結びつけることは、慎重に検討する必要がある。

2 国造制の成立に関する問題点と考察方法

このように国造制について多くの論考が出されているが、その成立過程に関しては、ある時期に広範囲にわたって一斉に施行されたのか、あるいは王権の伸展にともなって地域ごとに多様な形で設定されたのか、基本的な理解でさえ大きく異なっていることがわかる。さらに国造制の成立時期についても、かつては4世紀後半から7世紀初頭と広範な時代幅で考えられてきたが、近年では『日本書紀』・『古事記』の記述にしたがって成務朝とする説はほとんどみられず⁽¹⁵⁾、史料批判を行うことにより6世紀に実年代を位置づける説が大勢を占めつつある。厳密に6世紀代のいつの段階なのかは施行過程の問題とともに通説はないが、現在では、おおよそ継体期における「筑紫国造」磐井の乱や、安閑紀にみえる笠原直使主と同族小杵との争い（いわゆる「武蔵国造の乱」）が終結をみた、6世紀前半以降が適当とされている。また、国造制成立の歴史的背景として、5世紀末以降の地域の首長的秩序の動揺に朝鮮半島における軍事的緊張状況という国際的契機を重視する点は、私見も大枠として異なるところはない。

しかしながら、これまでの研究の多くが、国造制を倭王権の「領域(的)支配」制度と規定し、その成立は王権の関与が列島のほぼ全域におよんだ時期、という現象的な側面の検討に終始していた感は否めない。同様に国造の「国」という語は行政区画ないし支配領域を表示するといわれているが、はたして国造は具体的に地域をどのように支配したのか、また、同じ律令制以前の支配制度である伴造・部民制やミヤケ制に対してどのような位置関係に立っていたのかを含めて、国造制の成立時期やその施行過程は改めて検討しなければならない。

ところで国造制に限らず大化以前の諸制度を研究する上での基礎史料は、『日本書紀』と『古事記』である。けれども、これらは8世紀初頭の編纂物であり、厳密な意味での同時代史料とはいえない。当該史料から復原できるのは、あくまでも国造制に対する8世紀当時の歴史認識である。それゆえ本論文では、各史料の編纂時における歴史認識のなかから、国造制の本質を取り出して国造制の構造を歴史学的に再構築した上で、他の大化以前の諸制度と比較検討することで国造制の成立年代を復原することにつなげたい。

その記紀は国造の設置を成務朝のこととする。しかしながら、これは記の序文に「定_レ境開_レ邦、制_二于近淡海_一」とあるように、「近淡海」志賀高穴穗宮に即位した成務朝で国内統治が制定されたとする、記紀の歴史認識に基づく編者の作為であり、即座に史実と考えることはできない。とりわけ国造と稻置を設置し「国県」を分けたとある成務紀5年9月条は漢文的文飾が著しいとされており、そのような内容に対して、一方で成務記では、大国・小国の国造を定めて「国国之堺」と大県・小県の県主とを定めたとあり、両史料の間で記述に違いがある。この相違は問題のあるところであるが、これら成務朝の記事を国造の設置年代の史料としてではなく、王権内の政治組織の側面から照射するならば、国造と稻置の関係は『隋書』東夷伝倭国条の記事で裏づけることができる。

当該史料には、開皇20年(600)の遣隋使の記事に「有_二軍尼_一一百二十人_一猶_二中国_一牧宰_一、八十戸置_一一伊尼翼_一如_二今里長_一也、十伊尼翼_一属_二一軍尼_一」と、推古期(592~628)当時の倭王権の地域支配組織についてふれられている。注目すべきは「軍尼」が「一百二十人」という人格で表され、「伊尼翼」(稲置)との統属関係は行政区画としての「国県」ではなく人格間の表現で示されていることであり、この「軍尼」は国造を表現しているとみなすことができる⁽¹⁶⁾。『隋書』は「軍尼」を「中国牧宰」と対応させて記載しているように、国造制が当該期における倭王権の基幹的な地域支配制度であったことは間違いない。また、記紀編者が、「国郡之首長」は「取_二当国之幹_一者_一」(成務紀4年2月丙寅朔条)との認識を有していたことから、実際に国造に任じられていたのは地域の首長層であったとみてよい。このように、記紀に示される歴史認識および『隋書』の記事内容から、国造に相当する「軍尼」を上位とした、国造一稲置という統属関係が、遅くとも7世紀初頭の倭国に存在していたことは認められる。

それでは国造制施行の上限はどうであろうか。この点について確かな史料は残されていない。そこで次節では、国造の任命を記したとされる磐井の乱と武蔵国造の乱の両史料を再検討することで、国造制成立の前提と当時の政治状況をまず追究する。

第2節 磐井の乱と武蔵国造の乱の再検討

1 磐井の乱関係史料の再検討

磐井の乱は、6世紀前半の継体期のこととして、北部九州の首長であった「筑紫国造磐井」が起こしたとされる乱である(継体紀21年(527)6月甲午条・同年8月辛卯朔条・22年11月甲子条)。継体記や『筑後国風土記』逸文にも内容は記載されているが、書紀がその経過を最も詳細に記している⁽¹⁷⁾。

乱のはじまりは、倭王権が新羅に破られた「南加羅」(金官国)・喙己吞の復興を図り、近江毛野臣を「任那」(加耶諸国)へ派遣しようとしたことにある。それに対し、かねてより王権に対して叛逆する意志をもち間隙を窺っていた磐井に、新羅は密かに「貨賂」を贈り毛野臣の妨害を勧めた。そこで磐井は「火(肥)・豊二国」に勢力を及ぼして王権に従わず(「勿_二使修職_一」)、毛野臣の渡海を遮ったため、王権は物部麁鹿火を磐井討伐に派遣したことを伝えている。そして麁鹿火が「筑紫御井郡」で磐井と交戦することとなり、遂に磐井を斬ることで乱が終結したという。

磐井の乱が、すでに成立していた「国家」(王朝、中央権力)に対して政治的独立を図った「内乱」であったのか⁽¹⁸⁾、あるいは首長連合形態から国家形成期に必然的に生じた「領土統一戦争」としての性格をもつのか⁽¹⁹⁾、議論の分かれるところである。この点に関しては、乱の歴史的意義にくわえて、乱前後の王権の権力構造も視野に入れて考察する必要がある。後述するように、磐井は乱以前から王権と人格的な従属関係を結んでいたとみなすことができる。

それゆえ乱そのものは、畿内勢力と北部九州の独立勢力との単純な地域間の紛争であったとは考えにくい。

争乱の契機として、磐井が毛野臣の渡海を妨害したのみならず、対外的に海路を塞ぎ、高句麗・百済など朝鮮半島諸国の貢職船を自らのもとに誘致したためともあることから、乱の本質を外交権をめぐる王権と北部九州の地域権力との対立とみる説もある。史料の性格上、「叛逆」・「賊帥」など王権の立場からとらえられた表現が多いものの、新羅からの「貨路」は磐井との外交関係の成立にともなう物的贈与であったとみなされており⁽²⁰⁾、乱の発生の要因はやはり半島をめぐる外交問題にあったことは考えられる。王権の「任那」復興の行動も外交の延長で行なわれ、その上、磐井はかねてより王権への叛逆の機会を窺っていたとも記されているように、磐井の乱は5世紀末以来の半島南部の情勢と強くつながり、そこには王権の対外活動への反抗が内在していたといえる⁽²¹⁾。

さて、国造制の成立との関わりで留意すべきは、磐井を斬った後「疆場（サカイ）」を定め、さらに磐井の子である葛子が連座して誅されることを恐れて、糟屋ミヤケを献上して死罪を贖うことを求めた、と記されていることである（継体紀22年12月条）。これまでの研究のなかには、磐井は乱以前からすでに国造の地位にあり、王権は乱の鎮圧によって国造制支配を強化したとみる説もある⁽²²⁾。けれども近年は、この地域に国造制が施行されたのはむしろ乱後のことと考えられており⁽²³⁾、その上、王権が「疆場」を定める措置をとった記述を重視して、乱の終結後にこの地域に国造の「クニ」の境界が画定されたと評価する見解は少なくない。なかでも平林章仁は、「疆場」を磐井の支配領域の画定と豊肥地域の支配権の否定ととらえて、乱を契機に政治外交上の盟主的地位にあった磐井の服属と北部九州への国造制の実施が行われた、と述べている⁽²⁴⁾。

確かに字書的に「疆」には「境（堺）」の語義があり、また、「場」の語も「道」あるいは「畔」の意味に用いる例はある。けれども書紀内の用例で考えると、仁徳紀41年3月条に「始分_レ国郡疆場_一、具録_レ郷土所_レ出」とみえるように、「疆場」の設定とは「録_レ郷土所_レ出」という特産物の把握と不可分の関係にあると記されている。同様に孝徳紀大化元年（645）7月丙子条に載る百済使への詔には、「以_レ百済国_一、為_レ内官家_一、（中略）観_レ察任那国堺_一、是故、百済王随_レ勅、悉示_レ其堺_一、而調有_レ闕、（中略）夫自_レ今以後、可_レ具題_レ国與_レ所_レ出調_一」とあり、「任那国堺」を「観察」することは、百済が「内官家」となって⁽²⁵⁾、「国と出す所の調」を標記することと一体をなしていたとある。つまり書紀にみえる「疆場」の設定や「国堺」観察の実態とは、観念的であれ王権の隷属下に入った対象と収取関係を築いて諸種の貢納を賦課することと関わっていたのであり⁽²⁶⁾、概して領域設定を直接的に意味したものではないのである。

このことを当てはめるならば、磐井の乱後の「疆場」設定も国造の「クニ」や行政区画を定めたのではない。むしろ葛子が糟屋ミヤケを献上したと記される王権との収取関係構築の前提

として、隷属下に入った首長層の統属を明確にしたことを示しているといえる⁽²⁷⁾。おそらく磐井の乱の実体は、当時の半島南部の国際的な動き、とりわけ金官国・喙己吞国の壊滅的打撃、および新羅と北部九州の地域勢力との外交関係成立に起因し、「掩_二拋火・豊二国_一」・「有_二西戎之地_一」と表現される首長的秩序の動揺・再編のなかで、地域首長層と王権との間に新たな支配・隷属関係が築かれたものであったと考えられる。それゆえ王権の隷属下に入った各地の首長を任命する国造制は、少なくともこの乱より以降に成立した可能性が高い。

2 武蔵国造の乱関係史料の再検討

武蔵国造の乱については、安閑紀元年（534）12月是月条に記されている⁽²⁸⁾。乱の発端は、経年にわたり「国造」をめぐる「武蔵国造」笠原直使主とその「同族」の小杵が争っており、小杵が密かに上毛野君小熊に援助を求めて使主を殺そうと謀ったことにある。それに気づいた使主は急ぎ王権（「京」）に赴き事情を言上したため、「朝廷臨断」により使主が国造に任命されるとともに小杵は誅殺されたという。さらに使主は返礼として、横渟・橘花・多氷・倉櫓の「四処屯倉」を王権のために献上したことを伝えている。

とりわけ小杵は使主の「同族」とあり、その小杵の行動に気づいた使主が王権に言上したと記され、また、上毛野君小熊は「上毛野」という地名から、のちの上野にあたる地域の首長であったと考えられる。つまり乱の概略は、武蔵に勢力を有していた有力首長層の争いに、上野の首長と王権の介入を招く形であったことがわかる。この乱の性質について上毛野君が武蔵の首長権を裁定しうる権力を有していたとの見解もあるが⁽²⁹⁾、「経_レ年難_レ決」とあることから、少なくとも「国造」をめぐる争いが長期間に亘っていた時点では王権の関与はなく、その争いに上毛野君が関わって以後、王権の「臨断」を仰ぐことで決着したと叙述されていることに留意したい。このことは、武蔵の首長層の争いが地域内で解決をはかる形態から、その後、上野の他地域を巻き込むことになったため、王権の介入により解決することができたという争乱の経緯が復原できるのである。

また、乱の性格として、従来、述べられているような王権と上毛野君との対立がもともと背景にあったとは考えにくい⁽³⁰⁾。おそらく上毛野君や使主で表された上野・武蔵の有力首長も、磐井と同様に相対的自立性を維持しながらも、すぐに使主が王権のもとへ赴き事情を進言できたように、争乱以前から王権との繋がりをもっていたのであろう。このような東国における首長的秩序の動揺は、磐井の乱時に対外的要因で引き起こされた社会構造の変動が、時間差をおいて東国へ波及したことにより起こったものと考えられる。

翻って、使主が返礼として、王権のために「四処屯倉」を献上したとある点が注目される。横渟以下4箇所のミヤケの比定地については諸説あるが⁽³¹⁾、律令制下の武蔵国橘樹郡にミヤケの遺称地たる「御宅郷」の郷名がみえることから（『和名類聚抄』）、少なくとも大化以前に

南武蔵にはミヤケが置かれていた可能性が高い。乱後にミヤケの設置が行われたという記事内容に、一定の史実性が認められよう。おそらく乱の内実は、それまで王権と繋がりをもち武蔵地域内部の争いに勝利した有力首長が、「以_レ使主_ニ為_レ国造_ト」と記されるごとく、王権の新たな支配秩序に編成されるとともに、ミヤケを設置することで王権と収取関係を築いたことであったといえる。

このように磐井の乱と武蔵国造の乱の記事内容から、各地域における首長的秩序の動揺の後、地域が王権の支配秩序に再編成されたこと、そしてそれまで王権と関係を有していた有力首長を中心に、王権の隷属下に入った首長層が、ミヤケを設置し王権と収取関係を築いた形態が存在したことがわかる。この時期のミヤケ設置について、かつては王権に対する反乱に加わった勢力による「贖罪」とみなされていた。けれども、その考えは記紀の歴史認識にとらわれたものであり、「不_レ從_レ天皇之命_ニ而_レ、多_ク无_レ礼_ト」（継体記）という「筑紫国造」叛逆の叙述や、「朝廷臨断」による「武蔵国造」の返礼を前提とした潤色がなされていることを念頭に置かなければならない。最近では、磐井の乱終結後に献上されたと記される糟屋ミヤケは、ミヤケ設置記事の中で信用できる最初のものであり、筑紫国造と糟屋ミヤケ、および武蔵国造と「四処屯倉」の対応関係から、国造任命とミヤケ設置とは連動した事象であると考察されている⁽³²⁾。

また、それぞれの記事の冒頭には「筑紫国造磐井」や「武蔵国造笠原直使主」と記されているが、これも書紀編者による後代の潤色であることはつとに指摘されている。とりわけ使主・小杵両者は「国造」をめぐって争ったと記されているように、争いの発生時点では使主はいまだ国造ではなかったことがわかる。むしろ国造制は首長層の地域内部の争いの後に施行されたのであり、国造制を成立せしめた基本的な要因と考えられる首長的秩序の動揺が、6世紀前半に全国的に起こっていたものと想定できる。

以上、筑紫国造・武蔵国造の二つの「国造」任命に関わる記事を検討してきた。それぞれ争乱の経緯は異なるが、両方の記事に共通する特徴から、首長的秩序の動揺・再編が国造制の成立に決定的な役割を果たしたことを明らかにした。地域の社会構造の変動に基づく地域首長層の再編にあって、ミヤケが設置されるなかで、磐井や使主のごとく、それまで王権と関係を有していた有力首長を中心に、王権の隷属下に入った首長層が国造に任命されたと考えられるのである。このように国造制の成立はミヤケの設置と密接な関係にあったことが推定でき、王権が地域権力を高次的に統属・編成した支配制度である点に歴史的意義が認められる。このことをふまえ、次節では国造制成立の背景をおさえたい。

第3節 国造制成立の背景とミヤケ制

1 ミヤケ制の成立時期

国造制と同様にミヤケ制も大化以前の王権の政治支配制度である⁽³³⁾。ミヤケ制に関する論

国造制の成立とその歴史的背景

考は数多く出されているが、その本質や存在形態をめくり現在でも通説はなく、国造制との関係についても説明されていない点が多い。かつてミヤケは倉を本来の形態とする建物・土地・労働力からなる経済体とみなされ、王権による大土地所有がミヤケの本質であると論じられてきたが⁽³⁴⁾、近年では、ミヤケの田地経営・稲穀収取を後次的ないし無関係の属性とみて、ミヤケの本義は王権の政治的軍事的拠点であるとの見解が提示されている⁽³⁵⁾。

記紀にはミヤケに関する記事が多くみえるが、その大半は継体から欽明の時代、とくに書紀は治世わずか2年の安閑期に設置記事を集中させて載せており（後掲第1表を参照）、国造制の成立時期を考える上でも重要な論点となる。この時期にミヤケの記事が集中している点について記紀編者の造作ととる見解もあり⁽³⁶⁾、個々のミヤケの記事内容すべてをそのまま事実の記録として信用することは問題がある。しかし景行紀57年10月条に「令諸国興田部・屯倉」とあって、記紀の歴史認識ではミヤケ制成立の起点を景行朝に置いており、必ずしもミヤケの設置を安閑期に架上しているわけではない。

他方、安閑期のミヤケ記事には、下の表のように（第2表）、「名」を後代に伝えるためという設置理由が示されたものがみられる。

第2表 継体・安閑期のミヤケと設置対象者

	ミヤケ名	出典	設置対象者	付属集団
①	匝布	継体紀8年正月条	太子妃春日皇女（のちの安閑皇后）	—
②	小墾田	安閑紀元年10月甲子条	安閑妃紗手媛	毎国田部
③	桜井（茅渟山）	安閑紀元年10月甲子条	安閑妃香香有媛	毎国田部
④	難波	安閑紀元年10月甲子条	安閑妃宅媛	毎郡鑿丁
⑤	三嶋竹村	安閑紀元年閏12月壬午条	安閑皇后春日山田皇女	河内県部曲・田部

なかでも安閑紀元年10月甲子条（第2表②～④）には、「朕納四妻、至今無嗣、万歳之後、朕名絶矣」との安閑天皇の憂いに対して、大伴金村が「夫我国家之王天下者、不論有嗣・無嗣、要須因物為名、請為皇后・次妃、建立屯倉之地、使留後代令顯前迹」と答えた、との記事がある。また継体紀8年正月条（第2表①）にも、「太子妃」（のちの安閑皇后）の「名」を「万代」に伝えるため「匝布屯倉」が賜与されたという記事がある。これら継体・安閑期のミヤケ記事はいずれも、ミヤケ設置の対象を安閑后妃として、「名」を後代に伝えるためとしているのである。

この点について鎌田元一は、それらの設置理由が王族に分有・伝領された隷属民である子代と共通していることから、特定の王族所有のミヤケが出現したことによって子代との同一視を招くこととなり、「名」の存在証明として考え出されたものと解した⁽³⁷⁾。しかし鎌田自身も指摘するように、小墾田屯倉一紗手媛、桜井屯倉一香香有媛、難波屯倉一宅媛などと、各ミヤケ

は、子代・名代とは異なり、必ずしも王族の「名」とは結びついていないのである。

通常、史料に表れるミヤケ名は、その所在地名に因る場合が多い。けれども一方で、安閑紀2年5月甲寅条にみえる「春日部屯倉」（第1表 No. 49・55、以下、No. はすべて第1表と対応）や「膽年部屯倉」（No. 43）などのミヤケ名は部名に因む可能性があり、安閑紀元年閏12月是月条の「盧城部屯倉」（No. 44）は、盧城部連積莒喩が「贖罪」のため献上したと伝えるように、ミヤケ名が氏族のウチ名と同じ場合がある。また欽明紀17年（556）10月条の「韓人大身狭屯倉」・「高麗人小身狭屯倉」（No. 7・8）は、記事中の分注の「一本」から、「是即以韓人・高麗人為田部、故因為屯倉之号也」と、ミヤケに関わった集団名に因っていたことがわかる。

しかしながら、『新撰姓氏録』河内国皇別に「河内国日下大戸村造立御宅、為首仕奉行、仍賜大戸首姓」とみえるように、とある氏族や集団が設置されたミヤケに仕奉したことで、その所在地名と結びついたウチ名・集団名を、王権から賜与されていたことが実態であったようであり、設置者の名がミヤケ名に反映されていたわけではない。この点は、先の安閑紀元年10月甲午条に「因物為名」と記されているように、ミヤケの設置自体が「名」をなしていたのであり、子代との共通性を想定する必要はないのである。盧城部連の「偷取」事件や「後宮」への「闖入之罪」を犯した「伊甚国造」稚子直の事件も（安閑紀元年4月癸丑朔条、No. 28）、安閑の皇后をめぐる安芸や上総にミヤケが設置されたと記しており、同様の解釈が可能であろう。

ゆえに安閑期のミヤケ記事の集中は、王族の「名」の存在証明のため考え出された起源説話ではなく、史実としてこの頃がミヤケ制成立の画期であったことを示しているといえる。くわえて安閑后妃のためのミヤケ設置が匝布ミヤケに始まっていることを鑑みると、安閑期における全国的なミヤケの設置は最初期に実在の認められる糟屋ミヤケにはじまり、継体期から引き継いだ施策の結果と考えられるのである。

2 国造制とミヤケ制

国造制とミヤケ制との関係について、三嶋竹村ミヤケにまつわる記事がある（安閑紀元年7月辛巳朔条・閏12月壬午条、No. 15）。このミヤケも、安閑皇后の「名」を「後代遺迹」との詔を承けたものである。この記事の内容を要約すると、次のごとくである。安閑天皇が春日山田皇后のためにミヤケを設置しようと、「良田」を求めて勅使を派遣したが、大河内直味張は惜しんで欺いて従わなかった。その後、天皇が三嶋に行幸した際、改めて「良田」を求めたところ、県主飯粒がこれに応じて竹村の地を献上したので、喜んだ天皇は味張に、「自今以後、勿預郡司」と、以後は「郡司」に任用されないと宣べた。そこで、それを恐れた味張は、春秋二季の「毎郡」の「鋤丁」を献じることになったと記されている。これが、「蓋三嶋竹村

屯倉者，以河内県部曲為田部之元，於是乎起」という。

当該記事末尾の書紀編者の評言からわかるように、この伝承は三嶋竹村ミヤケの「田部」（耕作民）の起源をうたったものであるが、その田部は大河内直氏に隷属していた「河内県部曲」の人間集団によって編成されていたことが確認できる。このように、「鋤丁」（季節労働力）を徴発し田部の編成を主導した大河内直氏は国造であったとみなされており、それゆえ国造の徭役労働によりミヤケは耕作・経営されていたと考えられるのである⁽³⁸⁾。

ただしミヤケを実質的に運営したのは、「縮見屯倉首忍海部造」（清寧紀2年11月条，No. 32）や先述した「大戸首」といった国造より下位の首長層であろうが、「毎国田部」が付属する小墾田屯倉・桜井屯倉や「毎郡鋤丁」を徴発した難波屯倉など（No. 6・13・16）、各地のミヤケは、これら国造を含めた地域の首長層を通じて、彼らの隷属下にあった人間集団が動員されたとみなすことができる。この形態を敷衍すると、ミヤケには労働力確保の計画性が認められるものの部へと編成される労働力は国造が貢進していたのであり、ミヤケ制は王権と共同体成員との直接的な収奪関係までは発展していなかったといえる⁽³⁹⁾。

ついで国造とミヤケとの関係について具体的に分析できる史料が、宣化紀元年（536）5月辛丑朔条である。当該記事は、天皇や「蘇我大臣稻目」などの群臣層が、畿内および東国のミヤケの穀を各地域の首長をして運ばせて「那津之口」に「官家」を修造させ、さらに、離れて散在していた「筑紫・肥・豊三国」のミヤケを、「諸郡」をして分ち移して「那津之口」にあつめ建てたことを伝えたものである⁽⁴⁰⁾。この穀運搬の命令系統が、氏族間の政治的人格の関係性によったものか⁽⁴¹⁾、はたまた、ミヤケ制支配にともなう構造的な関係かは議論のあるところであるが⁽⁴²⁾、いずれにしても王権内の群臣層が、それぞれ現地の首長を介してミヤケとの経済的関係を有する形態であったことがわかる。とりわけ「伊賀国屯倉」・「尾張国屯倉」（No. 18・22）は、あくまでも用字上であるが、新家連が穀を運搬した「新家屯倉」（No. 19）と異なり、「国」字が付されていることは注意される。「伊賀国屯倉」・「尾張国屯倉」の穀を運搬した伊賀臣や尾張連は、それぞれミヤケが冠した「国」と同じ地名を負っているところから、各地域内のミヤケを管理・統轄した国造とみなすことができる。王権は隷属下に入った各地域の首長層のもとにミヤケを設けることによって活動を強化していったことは間違いなく、ミヤケを拠点に国造や地域の首長層を通じて物資の貢納や人的資財の派遣などを命じていたと推定できる⁽⁴³⁾。

この6世紀代のミヤケ政策を、半島への軍事・対外行動を意識して北部九州から瀬戸内海沿岸の強化・整備としてとらえる見解は多い⁽⁴⁴⁾。しかしながら、この宣化紀の史料では尾張・伊賀の穀が運搬されたことを記しており、くわえて安閑期のミヤケ記事を通覧すると、尾張から駿河、さらに上総（伊甚ミヤケ）や上野（緑野ミヤケ，No. 30）を東限に、西国のみならず東国にも広くミヤケが設置されていたことがうかがえ（安閑紀2年5月甲寅条⁽⁴⁵⁾）、この頃に

はすでに王権による東西交通の整備がなされていたことがみてとれる。つまり6世紀前半にはミヤケが全国的に設置されており、貢納奉仕の拠点として機能していたことが確かめられよう。大化以前では王権の支配が及んだ地域にはミヤケが置かれ、各地域の首長層は、それらミヤケを管理・運営することで、王権への奉仕をなす仕組みであったことがわかる。この構造は後述する「東国等国司詔」から明白であり（孝徳紀大化元年8月庚子条）、尾張国造や凡河内国造に例示されるように、国造が部内のミヤケの管理を担ったと考えられる。

このように地域の首長的な生産関係に依存した取収体制がミヤケ制であり、そのミヤケの管理者に国造が任せられる構造であったことから、ミヤケ制が成立していない段階では本来的な国造の奉仕が機能しなかったといえる。つまりミヤケの設置を通じて地域の首長層と王権との間に取収関係が形作られ、そのミヤケの管領と地域の支配とを王権から承認されることが、国造に任せられることであったと位置づけられる。ゆえに国造制は早くともミヤケ制が確立した後には成立したと考えられる。

この王権の支配構造について、敏達紀12年（583）是歳条に、「任那」復興を計るため百濟から招喚された日羅が、「仕_レ奉朝列_一臣連二造_{（二造者、国造・伴造也）}」（〈 〉内細字双行）と述べ、当時の実情を反映した表現がある。敏達期の時点で国造は伴造とともに王権に「仕奉」する構成主体と認知されていたことが推察され、少なくともこの頃までにはすでに国造制が全国的に成立していたとみなされるのである。

第4節 国造のウヂ名・カバネと国造制の成立時期

1 国造制成立の指標

前節までで、国造制はミヤケ制と有機的な関係を持ち、地域の首長層が王権と新たな支配・隷属関係を築くなかで成立したことを考察した。しかしながら、「東国等国司詔」に「若有_レ求_レ名之人_一、元非_レ国造・伴造・県稻置_一而輒詐訴言、自_レ我祖時_一、領_レ此官家_一治_レ是郡県_一」と記されるように、大化以前では国造のみならず伴造・県稻置もミヤケを通じて地域支配に従事していたことがわかる。それゆえミヤケ制の成立だけでは国造制の施行時期を規定することはできず、他にも指標を求める必要がある。

かつて石母田正は、各地の首長が王権の秩序に編成されていく形式として、①古墳の築造、②「楯矛」授与、③カバネ授与の三段階を措定した上で、5世紀末から6世紀を国造制の成立過程と位置づけ、6世紀末の第三段階で、「大国造」のカバネとして制度化された「直」が画一的に授与されて「大小国造制」が成立したと述べた。「大小国造制」論には批判も呈されているが、王権の隷属下に入った地域の首長層が組織化されて国造制に位置づけられる過程を、歴史的な展開でとらえる視点は認容できる。石母田が指摘するように国造制は首長制そのものではなく、古墳の築造で王権の秩序に編成された地域首長層のうちの一部が、新たに王権との

間に行政的責任を負うという形で支配・隷属関係を築くことによってはじめて成立したと考えられる。そこには首長層一般から区別するために、古墳の築造と比して、より制度化された観念的な秩序が必要であったことは想定できる。

ところで②の形式について、国造が王権から「楯矛」を授与されていた事例は、国造の設置を記す成務紀5年9月条に「令_二諸国_一、以国郡立_二造長_一、県邑置_二稻置_一、並賜_二盾矛_一以爲_レ表」とある。また『因幡国伊福部臣古志』にも、「伊其和斯彦宿禰」なる伊福部臣氏の祖が成務朝に「楯槍大刀」を賜って国造に任じられたという史料も残されている⁽⁴⁶⁾。けれども稻荷山古墳鉄剣や江田船山古墳大刀にみるとおり、王権は大刀の分与を通じて倭国内の身分秩序の形成を前代から地域の首長層に対してすでに行っており⁽⁴⁷⁾、他方、天智期でも、畿内の主要なウヂの氏上や伴造に大刀・小刀・干楯を授与していたことがしられる（天智紀3年（664）2月丁亥条（「甲子の宣」））。つまり、石母田が指定した「楯矛」の授与に身分の認証という意味があったのは、国造制に限らないのである。

そこで国造の任命過程に関して参考になる史料が、前稿で考察した、『続日本紀』延暦10年（791）9月丙子条である。史料自体は律令制下の編纂記事であるが、凡直千繼らが改賜姓の申請に際し、自らの「凡直」姓の由来を主張した記事で、彼らの祖先の皇直が敏達期に「国造之業」を継いだため、その「官」に因んで「氏」を名づけられ、「紗抜大押直」というウヂ名・カバネを賜ったとある。大化以前では、各地の首長が国造に任じられるにあたって、「楯矛」ではなくウヂ名とカバネを賜るという手順がとられたと、律令制下で認知されていたことがわかる。

大化以前におけるウヂ名・カバネは王権内における地位・職掌に応じて個人に賜与された職名的称号であり、国造もウヂ名・カバネの保有と不可分の関係にあったことは確認される（允恭記・允恭紀4年9月戊申条）。王権はそれらを賜与することで地域の首長を政治的に編成して支配体制に組み込んだのであり、各地の首長が国造に任命されるに及んで王権から国造としてのウヂ名・カバネを賜るという手順がとられていたことが認められる。

そこで、以下、国造制の成立を規定する条件として、地域の首長に国造としてのウヂ名・カバネを賜与する形式がいつ成立したのか、国造のウヂ名・カバネの成立時期を考察する。

2 国造のウヂ名・カバネと国造制の成立過程

ウヂ名・カバネ全般の成立は、通説的には5世紀半ばから6世紀前半とされているが⁽⁴⁸⁾、大化以前、国造に任ぜられた地域の首長にいかなるウヂ名・カバネが賜与されていたかを直接示す史料は、ほとんど残されていない。記紀や「国造本紀」の系譜記事を対応させると、国造に付されているウヂ名は令制国郡名につながる地名であり、カバネ「直」を有する国造が多く見受けられる。けれども、一般的に復原されている、その他多くの国造のウヂ名・カバネは、

8世紀以降の郡領氏族の氏姓などを遡及させて考定されたにすぎない。

国造のウチ名・カバネに関しては、早くに阿部武彦が「歴史的に皇室との関係に於いて有していた地域性」に基づくとみなしたのに対し、井上光貞は、国造のウチ名・カバネの多様性と地域的な偏向を王権の発展・拡大と関連づけて国造制の施行過程を論じている⁽⁴⁹⁾。ウチ名の地名とカバネの種類によって国造を類型化した上で、国造のウチ名・カバネの違いは王権に対する従属度の差を示し、そこに地域的な多様性と王権の全国の統一過程とが認められるとした両氏の指摘は、その後の研究においても基本的に踏襲され、国造の設置は一時期に一律に行われたものではないとも考えられてきた⁽⁵⁰⁾。

これらに対して最近、篠川賢が、国造はすべて地名を称し、国造が有したカバネの多様性とその地域的な偏りは、支配制度としての国造制の内容や施行過程に違いがあったことを示すものではない、と批判している。くわえて、各地の国造に普遍的なカバネ「直」は国造制の画一性を示すもので、国造制が施行された段階で国造の職掌を示すカバネとして王権から新たに一括して賜与されたが、一方で、「直」以外の「臣」・「君」などのカバネを称する国造は、国造制の成立以前から王権との繋がりを持ち、それらのカバネを賜与されていたため、「直」は賜与されなかったとした。

もとより国造のすべてが古くから天皇や中央と系譜関係をもっていたとは考えにくく、篠川が指摘するように、律令制下の郡領氏族の氏姓から推測した国造のウチ名・カバネは、大化以降の定姓・賜姓の問題として考えるべきであり⁽⁵¹⁾、郡領氏族の氏姓や王権に連なる系譜関係をいつ得たのかは別個に考察しなければならない。郡領は国造の立場をある程度引き継ぐものであるが、「東国等国司詔」に認められるように、国造ばかりでなく、伴造・県稲置も含めて、いくつかの有力な氏族の後裔からも選任されていたからである。それでは、いかにして大化以前における国造のウチ名・カバネを求めるべきであろうか。

先述したように、文献史料上、地名のウチ名とカバネ「直」を冠する国造が多く見受けられる。その上、「国造本紀」序文や、国造任命の初出記事である神武紀2年2月乙巳条には、「倭国造（大倭国造）」に任命された珍彦（椎根津彦）を「大和直」の祖とする記載がみえ、また、「葛城国造」に任じられた剣根命が「葛城直」の祖になったと記されている。そのほか、「山代国造」が「山代直」の祖、「紀伊国造」が「紀河瀬直」の祖、さらに「凡河内国造」は「凡河内忌寸」の祖（天武12年（683）9月に「凡河内直」から「凡河内連」、さらに同14年6月に「忌寸」姓を賜与される）とある。国造の任命に関わる伝承がこうした祖先記事ではじまっていることは、国造に任命されるに及んで、支配を認められた地域の地名に基づくウチ名とカバネ「直」とを統一して賜与していたことを示していると考えられる。

一方で、「臣」・「君」などのカバネを賜与されていた国造は、他の国造とは同列に論ぜられない性格を保持していたようである。先にみた磐井の乱に際して、近江毛野臣に対し磐井が

「昔為_二吾伴_一、摩_レ肩觸_レ肘、共器同食、安得_二率爾為_レ使、俾_二余自_一伏僂前_一」と揚言したと記しており（継体紀 21 年 6 月甲午条）、磐井や近江毛野臣がかつて王権のもとに出仕して共同飲食を行い、身分の上では対等の関係を築いていたことが表されている。継体期以前、筑紫や近江といった各地の有力首長は王権に出仕し、大王と直接的な人格的關係を結んで、外交・軍事面で王権と深く関わっていたと考えられるのである⁽⁵²⁾。この他に、紀伊や吉備といった畿内周辺の勢力や（顕宗紀 3 年 是歳条・雄略紀 8 年 2 月条）、荒田別・淤宇宿禰（応神紀 15 年 8 月丁卯条・仁徳紀即位前紀）といった上毛野君（上毛野国造）・出雲臣（出雲国造）の祖など、国造制成立以前から王権の外交・軍事に一定の役割を保持して繋がりを持ち、カバネ「君」・「臣」を有した首長の名が、記紀には多く見受けられる。

大化以前のカバネは王権内における政治的秩序の標識であり⁽⁵³⁾、国造制の内容にカバネの序列に応じた相異や地域的な差があったとはいいがたい。カバネの差異と国造制の施行とは本来別個のものであり、篠川が説くように、国造制は一斉に施行された制度であったと推定される。国造制が施行された段階で、もともと「臣」・「君」などのカバネやウチ名を有していなかった首長は、国造に任命されるに及んで、新たに支配を認められた地域の地名に基づくウチ名とカバネ「直」とを統一して賜わったと考えられるのである。

3 カバネ「直」と国造制の成立時期

国造のウチ名とカバネ「直」の成立時期に関して問題となるのが、和歌山県隅田八幡宮に伝わる人物画像鏡銘の「開中費直」である⁽⁵⁴⁾。銘文の読解には異論もあり、「費直」の理解も、カバネ「直」の古い表記か、個人の一般的尊称か、意見の一致をみていないが、「費直」の用例は、欽明紀 2 年 7 月条に引用される「百濟本記」にも「加不至費直」がみえる。「加不至費直」は別の個所では「河内直」と記されており（欽明紀 5 年 2 月条など）、この「河内直」についても、のちの「西(河内)漢直」ないし西漢直系の「河内直」のいずれの氏族に当たるか不明であるが⁽⁵⁵⁾、いずれにしても欽明期頃の倭国において、「費直」は半島から渡来した集団の首長に使われ、地名と結びつく形で使用されていたことがわかる。半島における城邑の首長の地位に起源する「費直」の借字がカバネ「直」とみなしうるならば⁽⁵⁶⁾、もともと半島から渡来した集団の首長に使われていた「(費)直」が、国造制の成立にともなって「中区之蕃屏」たる国造のカバネとして適用され（成務紀 4 年 2 月丙寅朔条）、国造に任ぜられた各地域の首長に統一的に賜与されたと考えられる。このカバネ「直」の他に、「百濟本記」には「許勢(既)西臣」や「筑紫君」・「火中君」の人名が見受けられ（欽明紀 5 年 3 月条・17 年正月条）、「臣」・「君」のカバネや地名を付した人物称呼が、6 世紀中葉には実在していた蓋然性は高い。

その上で、記紀にみえる国造関係記事を通覧すると、先述した日羅が自らを宣化期（537～539）に半島へ遣わされた「火葦北国造刑部韃部阿利斯登之子」と述べた記事があり、その

日羅を招喚するために百済に遣わされた、「紀国造」の存在が見受けられる（敏達紀12年7月丁酉朔条・同10月条）。また、欽明期には「筑紫国造」「倭国造」（欽明紀15年12月条・23年7月是月条）が、百済の救援として半島に派遣されたとの例をふまえるならば、6世紀前半には、倭や紀伊といった畿内周辺のみならず、筑紫や葦北の西日本に国造が実在していたと考えてよい。

一方、東国における国造制の成立時期は、すでに述べたように、安閑紀に上野・上総を東限とするミヤケの設置記事があることから、武蔵国造の乱後、使主や上毛野君はそれぞれ武蔵国造・上毛野国造に任じられたと考えられる。そうであるならば、安閑紀にみえる武蔵国造の乱の記事に「国造」を争ったとあることは改めて注目される。武蔵国造の乱の史料は、先に掲げた神武紀の倭国造・葛城国造の任命記事を除き唯一国造の任命を記したものであり、重要な位置づけを有する。東国における国造制の成立も、この乱後の可能性が高い。

このように国造制は、糟屋ミヤケ設置を起点としてミヤケが全国的に設置され、貢納奉仕の拠点として機能した、6世紀前半に施行されたと考えるのが妥当である。

おわりにかえて

本稿では、国造制が、地域の首長の秩序を組み込み、ミヤケ制を基礎に倭王権の全国的な地域支配の体制として、6世紀前半に全国一律的に施行されたことを明らかにした。

ところで国造制が成立した契機について、篠川賢は、筑紫国造・火葦北国造など宣化・欽明期の国造がいずれも半島への派遣に携わっていたことから、半島をめぐる国際関係の緊迫のなかで、国造制は当初、軍事動員体制を整える目的で施行されたと述べている。

磐井の乱後における半島情勢と倭国との関わりを概観すると、継体23年（529）に近江毛野臣の安羅への再派遣と外交折衝の失敗（金官国の壊滅的打撃）、安閑元年（534）5月には百済から遣使、さらに宣化2年（537）10月に大伴金村の子狭手彦の渡海・百済救援が行われており、この年の5月に、先述したように、那津に穀を集積している。火葦北国造は、この宣化期の派兵により渡海したものと伝えられるが、百済・新羅の加耶地域への侵攻、領土拡大という流れのなかで、欽明2年（541）・同5年のいわゆる「任那復興会議」まで、必ずしも倭国は自発的に半島へ派兵していたとは限らないのである。

むしろ継体6年12月に、大伴金村らの進言によって百済の請願のままに決定された「任那四郡割譲」が、のちに「新羅怨曠積年、不_レ可_レ輕爾而伐_一」と非難され、金村自身も「今諸臣等、謂_ニ臣滅_一任那_一」と恐懼することになり（欽明紀元年9月己卯条）、新羅との遺恨や「任那」滅亡の原因となるなど、継体期以来の倭国の外交は失敗に帰着している。そのような過程で、国造制が、はたして軍事動員体制を整える目的で施行されたものか否かは不明であるが、6世紀前半には列島内部の支配強化に乗り出さざるを得なかった状況が想定できる。「任那四郡割

讓」を撤回しようと、「太子」（のち安閑天皇）が百濟使に「自_レ胎中之帝_ニ置_レ官家之國_ニ、輕隨_レ蕃乞_ニ、輒爾賜乎」と宣告したと記しており（継体紀6年12月条）、この点で安閑紀に載せられた多数のミヤケ設置記事は、継体期以来の内治政策の成果であったとみなすことができる。

本論でみてきたように、5世紀末以降、半島派兵と国際的緊張の増大によって社会的矛盾が促進し、さらに、この頃から畿内を中心として群集墳が数多く造営されて社会構造が大きく変動したであろうことは、考古学の側からもすでに認められているところである⁽⁶⁷⁾。磐井の乱や武蔵国造の乱のごとく、それまで王権の外交・軍事面で深く関わっていた有力首長を中心に、各地域の首長層が王権への求心力を強めた政治的關係が、全国的規模で展開した様相が想定できる。おそらく6世紀より以前、地域首長の王権に対する関係性は、地理的条件や王権との隸属關係の結び方により多様であったと考えられるが、国造制は、それら各地域の社会的発展の不均等性に規定されて多様な施行過程をたどったのではなく、むしろそれら多様性を含み込んだ上で、各地域の首長層を序列化せしめる新たな支配方式の制度であったといえる。このような国造を頂点として編成された序列が、首長的秩序をもとに自律的に機能することによって王権の支配体制として作用していたと考えられるのである⁽⁶⁸⁾。

かつて、国造制を一定領域に基づく機構的支配と考え、地域の首長層を編成した実現過程に、「地域による人民の区分」の国家権力の端緒を見出した見解もあるが、けれども国造の地域支配の実態ははまだ十分に解明されてきたとはいえない。国造制は首長層の人民支配をいかに包摂して成立したのか、さらに、日本の古代国家の成立時期が7世紀後半に収斂しつつある近年の研究状況において、国造制による地域支配は「大化改新」を経てどのように展開したのか、この点は稿を改めて考えたい。大方のご批評を請い擱筆する。

注

- (1) 国造の性格は「大化改新」で大きく変わったことが指摘されており、それゆえ本稿の考察対象は、大化以前の国造制に限る。大化以後の国造制に関する研究史は、新野直吉『研究史 国造』吉川弘文館 1974年、平野岳美「律令制下の国造について——研究史の再検討と課題——」『歴史の理論と教育』74 1989年、篠川賢『日本古代国造制の研究』吉川弘文館 1996年、に詳しい。以下、篠川の所説は、断りがない限りすべて同著書による。なお本論で使用する「地域」とは、特定区画の地理的な領土・領域をあらわす言葉ではない。直接的には空間的な範囲を指すが、都鄙両方を包括し、人とその統制を試みる個人・集団との結合關係からなる社会的単位・秩序の意味で用いる。上田元「領域性概念と帰属意識——諸概念の展開とそのメタ地理学的反省——」『人文地理』38-3 1986年、を参照のこと。
- (2) 石母田正『日本の古代国家』岩波書店 1971年。以下、石母田の所説は、すべて同著書から引用する。
- (3) 拙稿「大化以前の国造制の構造とその本質——記紀の「国造」表記と『隋書』『軍尼』の考察を通して——」『歴史学研究』829 2007年。
- (4) 研究史の整理は、以下の論著に詳しい。平野邦雄「国県制論と族長の支配形態」岡崎敬・平野邦雄編『古代の日本第9巻 研究資料』角川書店 1971年、新野前掲書、篠川前掲書。

- (5) 井上光貞「国造制の成立」『史学雑誌』60-11 1951年, 上田正昭「国県制の実態とその本質」『日本古代国家成立史の研究』青木書店 1959年。
- (6) 国造制と県主制との関係について, 井上光貞の再論により(同「国県制の存否について」『日本古代国家の研究』岩波書店 1965年 初出1960年), 今日では一般的に県主制は国造制に先行する制度とみなされている。ただし, 諸史料にみえる国造制下の「県」の解釈に関しては, 県主の「アガタ」か, はたまた稲置の「コホリ」か, いまだ論が分かれている。研究史は, 小林敏男『古代王権と県・県主制の研究』吉川弘文館 1994年, 小野里了一「県制について」『中央史学』20 1997年, を参照。
- (7) 新野直吉は, 成立時期を4世紀後半から5世紀初頭の応神・仁徳朝に繰り上げている。新野直吉『改訂増補版 国造と県主』至文堂 1981年, 同「国造制の展開」『日本古代地方制度の研究』吉川弘文館 1974年。
- (8) 前田晴人『日本古代の道と衢』吉川弘文館 1996年。
- (9) 「遣_二近江臣満於東山道_一使_レ観_二蝦夷国境_一, 遣_二穴人臣鴈於東海道_一使_レ観_二東方滨海諸国境_一, 遣_二阿倍臣於北陸道_一使_レ観_二越等諸国境_一」。平林章仁「国造制の成立について」『龍谷史壇』83 1983年。
- (10) 石母田は, 大・小国造の関係を「行政的な上下関係」ではなく, 「実体は首長層の同族的または地域的結合体」にほかならないと規定している。しかし, 国造の帯びる地名から大小区分はできないとの批判があるように(山尾幸久『日本国家の形成』岩波書店 1977年, 大町健「律令制的国郡制の特質とその成立」『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房 1986年 初出1979年, 狩野久「部民制・国造制」朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史第2巻 古代1』岩波書店 1993年), 大化以前において, 律令制下の国名と一致する地名を帯びた国造と, 郡郷の名を冠した国造との間に, 統属関係があったかは必ずしも証明されていない。
- (11) 吉田晶 a『日本古代国家成立史論 — 国造制を中心として —』東京大学出版会 1973年, 同 b『日本古代村落史序説』塙書房 1980年。
- (12) 八木充 a「地方政治組織の発展」『律令国家成立過程の研究』塙書房 1968年, 同 b『日本古代政治組織の研究』塙書房 1986年。「凡直」の国造は, 既存の国造の領域外に, 新たに置かれたとの見解もある(松原弘宣「大化前代の津支配と国造」『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館 1985年)。学説史は, 小野里了一「凡直国造に関する基礎的考察」あたらしい古代史の会編『王権と信仰の古代史』吉川弘文館 2005年, に詳しい。
- (13) 原島礼二『古代の王者と国造』教育社 1979年。
- (14) 斎藤忠「国造に関する考古学上よりの一試論」古代史談話会編『古墳とその時代(二)』朝倉書店 1958年, 甘粕健「武蔵国造の反乱」杉原荘介・竹内理三編『古代の日本第7巻 関東』角川書店 1970年, 大田区立郷土博物館編『武蔵国造の乱—考古学で読む『日本書紀』』東京美術 1995年, 白石太一郎「常陸の後期・終末期古墳と風土記建評記事」『古墳と古墳群の研究』塙書房 2000年 初出1991年など。最近では, 土生田純之編『古墳時代の実像』吉川弘文館 2008年が, 6世紀代の古墳と国造制との関係について論及している。
- (15) 以下, 『日本書紀』を書紀ないし紀, 『古事記』を記と略す。最近, 若井敏明が, 成務朝における「国県制」の成立を論じている。若井敏明「国県制の成立」横田健一編『日本書紀研究』第二十一冊 塙書房 1997年。けれども, 仁徳紀16年7月戊寅朔条に「播磨国造祖速待」, 履中紀6年2月癸丑朔条には「讃岐国造・阿波国脚咋別, 凡二族之始祖也」の系譜が記されており, これら「祖」・「始祖」の表現を鑑みると, 篠川賢が述べるように, 応神から履中朝段階ではいまだ国造制は成立していなかったといえる。
- (16) 拙稿注(3)論文。他方, 『隋書』の「軍尼」は, 中央派遣官(ミコトモチ)の派遣先で, 令制国につながる広域的な地方支配単位=領域「国」であり, 国造は「国」においてミコトモチに伴従・奉仕したとの見解がある(毛利憲一「六・七世紀の地方支配 — 「国」の歴史的位置 —」『日本史研究』523 2006年)。しかし, 6世紀末段階で, 恒常的に派遣され広域区画を支配したミコトモチ

- の存在は不明であり、さらに毛利は、「国」を「人身の掌握を本質的機能とする政治的領域」とみ
 ますが、支配形態の面で7世紀後半の国評制段階との質的な差異が証明されておらず従えない。
- (17) 継体記は「竺紫君石井，不_レ從_二天皇之命_一而，多无_レ礼，故遣_二物部荒甲之大連・大伴之金村連二
 人_一而，殺_二石井_一也」と簡略に記す。この継体記こそが本来の伝承であるとし、書紀の記述に漢文
 的修飾や作文を認める見解もあるが（坂本太郎「継体紀の史料批判」『日本古代史の基礎的研究
 上 文献篇』東京大学出版会 1964年 初出1961年，三品彰英「継体紀」の諸問題——特に近
 江毛野臣の所伝を中心として——『日本書紀研究』第二冊 稿書房 1966年），『筑後国風土記』
 逸文のように、磐井の乱が在地でも伝承されていたことから、乱の存在については一定の史実性を
 認めることができる。また、「国造本紀」伊吉嶋造条に「伐_二石井從者新羅海辺人_一」と、磐井と新
 羅との関係を伝える記述がみえる。
- (18) 藤間生大『日本民族の形成——東亞諸民族との連関において——』岩波書店 1951年，林屋辰三
 郎「継体・欽明朝内乱の史的分析」『古代国家の解体』東京大学出版会 1955年 初出1952年，
 門脇禎二「磐井の叛乱」歴史学研究会編『世界史におけるアジア——1953年度歴史学研究会大会
 報告——』岩波書店 1953年，小田富士雄「磐井の反乱」『小田富士雄著作集2 九州考古学研究
 古墳時代篇』学生社 1979年 初出1970年。
- (19) 鬼頭清明「日本民族の形成と国際的契機」『大系・日本国家史1 古代』東京大学出版会 1975年，
 吉田晶「古代国家の形成」朝尾直弘ほか編『岩波講座日本歴史2 古代2』岩波書店 1975年，山
 尾幸久「文献から見た磐井の乱」『増補改訂 古代最大の内戦 磐井の乱』大和書房 1998年 初出
 1958年，同『筑紫君磐井の戦争——東アジアのなかの古代国家——』新日本出版社 1999年。
- (20) 伊藤循「筑紫と武蔵の反乱」吉村武彦編『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』吉川弘文館
 1999年。乱直前の半島の情勢を鑑みても、百済・新羅の軍事的圧力に対して、加耶諸国は、自己
 の独立を維持するために倭国との連携・交渉を模索していたことがわかっており（田中俊明『大加
 耶連盟の興亡と「任那」』吉川弘文館 1992年），新羅が倭国の介入を牽制する目的で磐井に働き
 かけた可能性はある。
- (21) 鬼頭清明「継体朝と東アジア」小田富士雄編『古代を考える 磐井の乱』吉川弘文館 1991年，
 森公章『東アジアの動乱と倭国』吉川弘文館 2006年。磐井が貢職船を自己のもとに誘致したこ
 とは、王権の外交を侵犯したことを意味しており、この時期、北部九州の首長に新羅と関係を構築
 しよう的相対的自立性があったことが考えられる。それゆえ、北部九州の首長が独立勢力として新羅
 と結託し畿内勢力と争ったという構図を考えるよりは、乱の性格を王権による半島との外交の一元
 化に対する抵抗とみるのが妥当であろう（亀井輝一郎「磐井の乱の前後」下條信行ほか編『新版古
 代の日本第3巻 九州・沖縄』角川書店 1991年）。
- (22) 上田注(5)著書，新野注(7)著書。
- (23) 吉田注(11) a 著書，篠川注(1)著書。
- (24) 平林注(9)論文。
- (25) 倭王権が実態として半島諸国を領有することはなかったが、百済からの「任那四県割讓」の申し
 入れに対して、物部麤鹿火の妻が「故天后息長足姫尊，与_二大臣武内宿禰_一，每_レ国初置_二官家_一為_二海
 表之蕃屏_一」と諫めたため麤鹿火が従い、また、勾大兄皇子（のちの安閑天皇）が「自_二胎中之帝_一
 置_二官家_一之國」と述べたとあるように（継体紀6年12月条），王権は自己の隷属下にあるという観
 念を、「官家(国)」と表現していたようである（彌永貞三「彌移居」と「官家」『日本古代社会経
 済史研究』岩波書店 1980年 初出1964年）。「任那の調」に関する学説史は、鈴木英夫「任那
 の調」の起源と性格」『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店 1996年 初出1983年，を参照。
- (26) 本位田菊士「境部に関する若干の考察——任那経営の一齣——」『日本古代国家形成過程の研究』
 名著出版 1978年 初出1975年。
- (27) 5世紀後半以降に伸張した筑紫君を中心とする連合勢力が、乱後に分断されたとする説がある
 （小田富士雄「考古学から見た磐井の乱」『古代最大の内戦 磐井の乱』既出，森貞次郎「磐井の反

乱——古墳文化からみた磐井の反乱——井上辰雄編『古代の地方史第1巻 西海編』朝倉書店 1977年、長洋一「磐井の乱」『古代を考える 磐井の乱』既出)。しかし一方で、磐井の奥津城とみなされている岩戸山古墳以後も、筑後の首長墓系列に断絶はみられず、乱の前後でとくに変化が認められないとの見解もある(佐田茂「筑後地方における古墳の動向——在地豪族の変遷——」『古文化論攷』鏡山猛先生古稀記念論文集刊行会 1980年、西谷正「筑紫磐井の時代の東アジア」『史淵』125 1988年、亀井(21)論文)。かつては、のちの筑前・筑後地域に、筑紫三宅連、筑紫聞物部や筑紫火君など、筑紫をウチ名に冠する複姓氏族が散見することから、乱以前に、筑紫君が婚姻や統属によって北部九州の首長層の上に君臨していたとみなされてきた。けれども、筑紫火君などのウチ名が複姓であることを鑑みるならば、それらは、むしろ磐井の乱の後に筑紫君と同族関係を構築した氏族と考えられ(酒井芳司「那津官家修造記事の再検討」『日本歴史』725 2008年)、乱以前から磐井が北部九州において盟主的地位にあったとは考えにくい。なお、ウチ(名)・カバネ・姓の定義については、加藤晃「日本の姓氏」井上光貞ほか編『東アジア世界における日本古代史講座10 東アジアにおける社会と習俗』学生社 1984年、による。

- (28) 記事の史実性をめぐっては、早くに考古学の側から、武蔵の古墳の分布・消長と結びつける形で論じられてきた。甘粕健・久保哲三「関東」近藤義郎・藤沢長治編『日本の考古学IV 古墳時代(上)』河出書房新社 1966年、甘粕注(14)論文など。
- (29) 佐藤長門「倭王権の列島支配」都出比呂志・田中琢編『古代史の論点4 権力と国家と戦争』小学館 1998年。
- (30) 上毛野氏が古くから関東に影響力をもった大豪族であるとする理解に対して、近年、関口功一が批判を加えている。関口功一『東国の古代氏族』岩田書院 2007年。
- (31) 仁藤敦史「辛亥」銘鉄剣と「武蔵国造の乱」広瀬和雄・池上悟編『季刊考古学・別冊15 武蔵と相模の古墳』雄山閣 2007年、を参照。
- (32) 館野和己「ミヤケと国造」『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』既出、同「ヤマト王権の列島支配」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第1巻 東アジアにおける国家の形成』東京大学出版会 2004年。
- (33) 記は「三宅」「屯宅」「屯家」、『播磨国風土記』では「御宅」「三宅」と記しており、「屯倉」「官家」は書紀特有の表記である。書紀は、「任那官家」(欽明紀23年正月条)など半島のミヤケを「官家」と表記し、国内に設置されたミヤケは、那津官家や「東国等国司詔」を除き、すべて「屯倉」の語を使用している。初見記事である垂仁27年是歳条に「屯倉、此云彌夜氣」の訓注がある。
- (34) 門脇禎二「ミヤケの史的位罫」『史林』35-3 1952年、西岡虎之助『荘園史の研究 上』岩波書店 1953年、井上辰雄「『ミヤケ制の政治史的意義』序説」『歴史学研究』168 1954年、平野邦雄「六世紀の国家組織——ミヤケ制の成立と展開——」『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館 1985年、鎌田元一『律令公民制の研究』塙書房 2001年、鷲森浩幸「屯倉の存在形態とその管理」『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房 2001年、など。
- (35) 山尾注(10)著書、本位田菊士「ミヤケの起源と本質」『日本史研究』221 1981年、館野和己「屯倉制の成立——その本質と時期——」『日本史研究』190 1978年、同「ミヤケ制再論」奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』第二集 真陽社 1991年、同「畿内のミヤケ・ミタ」山中一郎・狩野久編『新版古代の日本第5巻 近畿I』角川書店 1992年。
- (36) 津田左右吉『日本古典の研究』下 岩波書店 1950年、原島礼二『日本古代王権の形成』校倉書房 1977年。
- (37) 鎌田元一「部・屯倉・評」坪井清足・平野邦雄編『新版古代の日本第1巻 古代史総論』角川書店 1993年。
- (38) 吉田晶「凡河内直氏と国造制」注(11) a 著書。
- (39) 石母田注(2)著書、拙稿注(3)論文。安閑紀2年9月丙午条に、桜井田部連・梶犬養連らを「屯

倉之税」を主掌させたとの記事がみえるが、「税」とは出挙を含み、ミヤケの設置は稲穀の取収を根幹とする支配関係の定立を意味していたと考えられる（藪田香融「律令財政成立史序説」『日本古代財政史の研究』塙書房 1981年 初出1962年、水野柳太郎「出挙の起源とその変遷」『日本古代の食封と出挙』吉川弘文館 2002年 初出1959年）。ミヤケの本来的な形態は、「飭磨御宅」が意伎・出雲等の五国造をして開発させた、「田稻收納之御宅」と表現されているように（『播磨国風土記』飭磨郡漢部里条）、稲を収納する機能をもつ建造物と考えられる。三島竹村ミヤケの例から、ミヤケに田地が付随していたことは疑えないが、ミヤケの立地は、山林、採鉄地・鉱山、軍事基地や港湾など多様な性格をもっていたことが確かめられており（彌永貞三「大化以前の大土地所有」『日本古代社会経済史研究』既出 初出1965年、平野注(34)論文）、ミヤケの経済的機能は、仁藤敦史が指摘するように、稲穀の取収に限らず、王権が設置した各種物資や人的資財の貢納奉仕の拠点として把握できる（同「古代王権とミヤケ制」『考古学ジャーナル』533 2005年）。このように、ミヤケ制は王権への貢納をその内容に含むが、王権の直轄地（土地）支配を想定することは現実的ではない。

- (40) 「朕遣_レ阿蘇仍君_レ未_レ詳也、加運_レ河内国茨田郡屯倉之穀_レ、蘇我大臣稻目宿禰、宜_レ遣_レ尾張連_レ、運_レ尾張国屯倉之穀_レ、物部大連鹿鹿火、宜_レ遣_レ新家連_レ、運_レ新家屯倉之穀_レ、阿倍臣、宜_レ遣_レ伊賀臣_レ、運_レ伊賀国屯倉之穀_レ、脩_レ造官家、那津之口_レ、又其筑紫肥豊、三国屯倉、散在_レ懸隔_レ、運輸遙阻、儻如須要、難_レ以備_レ率、亦宜_レ課_レ諸郡_レ分移、聚_レ建那津之口_レ、以備_レ非常_レ、永為_レ民命_レ。この記事には、漢籍を用いた作文や造作のあることが指摘されており（鈴木靖民「宣化紀私考」『國學院雑誌』71-11 1970年）、また、王権の直轄的拠点としての「那津官家」の存在を否定する見解もあるが、この頃北部九州に何らかの拠点が設置されたであろうことは、多くの論者に認められている（八木注(12)b 著書、倉住靖彦『古代の大宰府』吉川弘文館 1985年、北條秀樹「大宰府成立前史小論」『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館 2000年 初出1987年）。
- (41) 黒瀬之恵「『日本書紀』のミヤケについて」『東洋大学文学部紀要 史学科篇』23 1998年。
- (42) 直木孝次郎「屯倉の管理形態について——屯田司と田令を中心に——」『飛鳥奈良時代の研究』塙書房 1975年 初出1968年。なお、ミヤケの名と無関係の阿蘇仍君のみは、宣化によって茨田ミヤケに直接派遣された使者であった可能性が高い。
- (43) 関連して、王権による土地支配（土地把握）は、ヤケ（ミヤケ）を媒介としてはじめて実現しており、王権により把握された人・土地は、「臣連伴造国造」の支配下にあるものと同一実体であったとの興味深い見解が提出されている（三原康之「7世紀の田と稲——ヤケ論の視角から——」『歴史学研究』833 2007年）。
- (44) 松原注(12)著書、笹川進二郎「糟屋屯倉 献上の政治史的考察——ミヤケ論研究序説——」『歴史学研究』546 1985年、亀井輝一郎「大宰府覚書——筑紫大宰の成立——」『福岡教育大学紀要 第二分冊 社会科編』53 2004年。
- (45) 武蔵の「四処屯倉」や上野の緑野ミヤケの存在は、王権の東国支配の画期として注目されている（若月義小「『東国の調』の実態と性質——ミヤケの取収機構との関連で——」『立命館文学』521 1991年）。
- (46) 佐伯有清「『因幡国伊福部臣古志』の研究」『新撰姓氏録の研究 索引・論考篇』吉川弘文館 1984年 初出1974年。
- (47) 川口勝康「大王の出現」朝尾直弘ほか編『日本の社会史第3巻 権威と支配』岩波書店 1987年。
- (48) 阿部武彦『氏姓』至文堂 1960年、平野邦雄『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館 1969年、中村英重「ウチの成立」『古代氏族と宗教祭祀』吉川弘文館 2004年 初出2002年。一方、カバネが、大化以前に体系的に施行されていた明証はなく、7世紀後半に諸氏族を出自・系譜によって組織した政策とみる見解もある（北村文治『大化改新の基礎的研究』吉川弘文館 1990年、山尾幸久『カバネの成立と天皇』吉川弘文館 1998年）。学説史の整理は、中村友一「日本古代「氏姓」の成立とその契機」『歴史学研究』827 2007年、を参照。

- (49) 阿部武彦「国造の姓と系譜」『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館 1984年 初出1950年、井上注(5)論文。
- (50) 八木注(12) a・b 著書、狩野注(10)論文、熊谷公男『日本の歴史 03 大王から天皇へ』講談社 2001年。
- (51) 篠川賢「国造の「氏姓」と東国の国造制」『王権と信仰の古代史』既出。なお、カバネ「直」が画一的に賜与された時期は、大化以後とみる見解もある(津田左右吉「大化改新の研究」『日本古代史の研究』岩波書店 1947年、南部昇「カバネ「直」とカバネ「国造」」『日本歴史』500 1990年)。
- (52) 長山泰孝「前期大和政権の支配体制」『古代国家と王権』吉川弘文館 1992年 初出1984年。
- (53) 吉村武彦「古代王権と政事」『日本古代の社会と国家』岩波書店 1996年。
- (54) 毎日新聞社「国宝」委員会事務局編『原色版国宝 1 上古・飛鳥・奈良 I』毎日新聞社 1968年。銘文の「癸未年」は、503年ないし443年とみなされている(中村友一注(48)論文参照)。
- (55) 笠井倭人「加不至費直の系譜について——『百濟本記』読解の一例として——」『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館 2000年 初出1971年、加藤謙吉「西漢氏の存在形態」黛弘道編『古代王権と祭儀』吉川弘文館 1990年、同「東漢氏の氏族組織の成立」『大和政権と古代氏族』吉川弘文館 1991年。
- (56) 山尾幸久「朝鮮三国の軍区組織——コホリのミヤケ研究序説——」朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』龍溪書舎 1974年、同注(48)著書、本位田菊士「国造姓「直」に関する一・二の問題——国造制の成立と関連して——」注(26)著書 初出1974年。
- (57) 和田晴吾「群集墳と終末期古墳」『新版古代の日本第5巻 近畿 I』既出、広瀬和雄『古墳時代政治構造の研究』塙書房 2007年、など。
- (58) 拙稿注(3)論文。

投稿後、中大輔「田部に関する基礎的考察——三島竹村屯倉の事例を中心に——」『國學院雑誌』109-11 2008年、仁藤敦史「古代王権と「後期ミヤケ」」『国立歴史民俗博物館研究報告』152 2009年、が発表された。国造とミヤケ・田部との関係性について本稿と関わる論点が多く、あわせて参照願いたい。

なお、本論文は、2006年12月9日に開かれた駿台史学会大会での自由論題報告の一部を成稿したものである。

国造制の成立とその歴史的背景

第1表 「日本書紀」・「古事記」にみえるミヤケ一覧

No	旧国名	ミヤケ名	出典(初見)	内容	記 事
1	山城	深草	皇極紀2年11月丙子朔条	名称	移 _レ 向 _レ 於深草屯倉。
2	大和	倭	仁徳即位前紀／景行記	設置	於 _レ 緬向玉城宮御宇天皇之世…定 _レ 倭屯田 _レ 也。
3		匝布	継体紀8年正月条	賜与	宜 _レ 賜 _レ 匝布屯倉 _レ 、表 _レ 妃名於万代 _レ 。
4		来目	垂仁紀27年歲歲条	設置	興 _レ 屯倉於来目邑。
5		葛城	雄略即位前紀／安康記	賜与	大王奉 _レ 獻臣女韓媛与 _レ 葛城宅七区。
6		小墾田	安閑紀元年10月甲子条	賜与	以 _レ 小墾田屯倉与 _レ 每 _レ 国田部。
7		大身狭	欽明紀17年10月条	設置	置 _レ 韓人大身狭屯倉…高麗人小身狭屯倉。
8		小身狭	欽明紀17年10月条	設置	置 _レ 韓人大身狭屯倉…高麗人小身狭屯倉。
9		蔣代	履中紀元年4月丁酉条	課役	役 _レ 於蔣代屯倉。
10		村合	履中即位前紀	賜与	仍賜 _レ 村合屯倉。
11		河内 (和泉)	茨田	仁徳紀13年9月条／仁徳記	設置
12	依網		仁徳紀43年9月庚子朔条	名称	依網屯倉阿彌古。
13	桜井		安閑紀元年10月甲子条	賜与	以 _レ 桜井屯倉…与 _レ 每 _レ 国田部。
14	(茅淳山)		安閑紀元年10月甲子条	賜与	一本云、加 _レ 貶茅淳山屯倉 _レ 也。
15	摂津	三嶋竹村	安閑紀元年閏12月壬午条	設置	蓋 _レ 三嶋竹村屯倉者…於是乎起。
16		難波	安閑紀元年10月甲子条	賜与	以 _レ 難波屯倉与 _レ 每 _レ 郡郷丁 _レ 。
17		子代	孝徳紀大化2年正月是月条	破壊	壊 _レ 難波狭屋部邑子代屯倉 _レ 、而起 _レ 行宮 _レ 。
18	伊賀	伊賀	宣化紀元年5月辛丑朔条	運搬	阿倍臣、宜 _レ 遣 _レ 伊賀臣 _レ 、運 _レ 伊賀国屯倉之穀 _レ 。
19	伊勢	新家	宣化紀元年5月辛丑朔条	運搬	宜 _レ 遣 _レ 新家連 _レ 、運 _レ 新家屯倉之穀 _レ 。
20	尾張	間敷	安閑紀2年5月甲寅条	設置	尾張国間敷屯倉・入鹿屯倉。
21		入鹿	安閑紀2年5月甲寅条	設置	尾張国間敷屯倉・入鹿屯倉。
22		尾張	宣化紀元年5月辛丑朔条	運搬	宜 _レ 遣 _レ 尾張連 _レ 、運 _レ 尾張国屯倉之穀 _レ 。
23	駿河	稚贄	安閑紀2年5月甲寅条	設置	駿河国稚贄屯倉。
24	武蔵	横淳	安閑紀元年閏12月是月条	設置	奉 _レ 置 _レ 横淳・橘花・多水・倉槻、四処屯倉 _レ 。
25		橘花	安閑紀元年閏12月是月条	設置	奉 _レ 置 _レ 横淳・橘花・多水・倉槻、四処屯倉 _レ 。
26		多水	安閑紀元年閏12月是月条	設置	奉 _レ 置 _レ 横淳・橘花・多水・倉槻、四処屯倉 _レ 。
27		倉槻	安閑紀元年閏12月是月条	設置	奉 _レ 置 _レ 横淳・橘花・多水・倉槻、四処屯倉 _レ 。
28	上総	伊基	安閑紀元年4月癸丑朔条	設置	因定 _レ 伊基屯倉。
29	近江	葦浦	安閑紀2年5月甲寅条	設置	近江国葦浦屯倉。
30	上野	緑野	安閑紀2年5月甲寅条	設置	上野国緑野屯倉。
31	丹波	蘇斯岐	安閑紀2年5月甲寅条	設置	丹波国蘇斯岐屯倉。
32	播磨	縮見	清寧紀2年11月条	名称	於 _レ 赤石郡縮見屯倉首忍海部造細目新室 _レ 。
33		越部	安閑紀2年5月甲寅条	設置	播磨国越部屯倉・牛鹿屯倉。
34		牛鹿	安閑紀2年5月甲寅条	設置	播磨国越部屯倉・牛鹿屯倉。
35	備前 (美作)	児島	欽明紀17年7月己卯条	設置	遣 _レ 蘇我大臣稻目宿禰於備前児島郡 _レ 置 _レ 屯倉 _レ 。
36		白猪	欽明紀16年7月壬午条	設置	使 _レ 千吉備五郡、置 _レ 白猪屯倉 _レ 。
37	備中	後城	安閑紀2年5月甲寅条	設置	備後国後城屯倉。
38		多禰	安閑紀2年5月甲寅条	設置	備後国後城屯倉・多禰屯倉。
39		来履	安閑紀2年5月甲寅条	設置	備後国後城屯倉…来履屯倉。
40		河音	安閑紀2年5月甲寅条	設置	備後国後城屯倉…河音屯倉。
41		葉稚	安閑紀2年5月甲寅条	設置	備後国後城屯倉…葉稚屯倉。
42	備後	膽殖	安閑紀2年5月甲寅条	設置	婀娜国膽殖屯倉・膽年部屯倉。
43		膽年部	安閑紀2年5月甲寅条	設置	婀娜国膽殖屯倉・膽年部屯倉。
44	安芸	盧城部	安閑紀元年閏12月是月条	献上	献 _レ 安芸国過戸盧城部屯倉 _レ 。
45	紀伊	経湍	安閑紀2年5月甲寅条	設置	紀国経湍屯倉・河辺屯倉。
46		河辺	安閑紀2年5月甲寅条	設置	紀国経湍屯倉・河辺屯倉。
47		海部	欽明紀17年10月条	設置	紀国置 _レ 海部屯倉 _レ 。
48	淡路	淡路	仲哀紀2年2月条／仲哀記	設置	即月、定 _レ 淡路屯倉 _レ 。
49	阿波	春日部	安閑紀2年5月甲寅条	設置	阿波国春日部屯倉。
50	筑前	糟屋	継体紀22年12月条	献上	献 _レ 糟屋屯倉 _レ 。
51		穂波	安閑紀2年5月甲寅条	設置	筑紫穂波屯倉・鎌屯倉。
52		鎌	安閑紀2年5月甲寅条	設置	筑紫穂波屯倉・鎌屯倉。
53		那津	宣化紀元年5月辛丑朔条	設置	脩 _レ 造官家、那津之口 _レ 。
54	豊前	大拔	安閑紀2年5月甲寅条	設置	豊国腴碕屯倉…大拔屯倉。
55	肥後	春日部	安閑紀2年5月甲寅条	設置	火国春日部屯倉。
56	不明	桑原	安閑紀2年5月甲寅条	設置	豊国腴碕屯倉・桑原屯倉。
57		我鹿	安閑紀2年5月甲寅条	設置	豊国腴碕屯倉…我鹿屯倉。
58		腴碕	安閑紀2年5月甲寅条	設置	豊国腴碕屯倉。
59		肝等	安閑紀2年5月甲寅条	設置	豊国腴碕屯倉…肝等屯倉。

※ 継体～欽明期に「賜与」・「設置」記事がみえるミヤケ名はゴシック体

The Institutionalization of the *Kuni-no-miyatsuko* System and Its Historical Background

OKAWARA Ryuichi

This paper examines the *Kuni-no-miyatsuko* system prior to the *Taika* Reforms to study the institutionalization and historical background of this system. At that time, the *Yamato* kingship had appointed the local leader who entered under own subjection to *Kuni-no-miyatsuko* in an individual region and secured their dominion, instead of demanding goods of the various kind and the requisition of manpower, etc. from them.

In this process, referring to *Nihonshoki*, *Kojiki*, and the *Book of Sui*, we establish that *Kuni-no-miyatsuko* system had the organic complex with *Miyake* system and it was a regional rule system with which the *Yamato* kingship had organized the layer of local leaders in the region higher-order. Furthermore, from a study of both historical materials of the *Iwai* Rebellion (527-528) and the siege in *Musashi* (531), which are assumed that the appointment process to *Kuni-no-miyatsuko* was recorded, We extract the institutionalization of the *Kuni-no-miyatsuko* system by the process from which the layer of local leaders was reorganized into the rule order of the *Yamato* kingship after the shake of their rule order. Moreover, after the *Iwai* Rebellion in the first half of the sixth century, *Miyake* was constructed in the region where the rule of the *Yamato* kingship extended it, and the local leaders built economic cooperation of its kingship, in addition to the *Kuni-no-miyatsuko* bore manager of its *Miyake*. Therefore, we define that it was appointed to *Kuni-no-miyatsuko*, when mainly a powerful local leader who had the political relation to the *Yamato* kingship till then, the local leaders were subject to the *Yamato* kingship through the installation of *Miyake*, and were approved the management of *Miyake* and the rule of the region by the royal prerogative.

Moreover, when the local leaders were appointed to *Kuni-no-miyatsuko*, it was given all together Family Name (*uji*) and Family Title (*kabane*) based on name of region where rule was admitted. The *Kuni-no-miyatsuko* system was enforced all at once as a nationwide regional rule system of the *Yamato* kingship in the first half of sixth century, through the consideration at the enactment time of Family Name (*uji*) and Family Title (*kabane*).

Keywords: *Kuni-no-miyatsuko* system, *Miyake*, Family Name (*uji*) and Family Title (*kabane*),
Local leaders, Japanese ancient state